

**平戸市児童虐待管理システム構築業務委託
プロポーザル実施要領**

1. 業務の概要

(1) 業務名

平戸市児童虐待管理システム構築業務委託

(2) 目的

子どもに関する相談(児童虐待や特定妊婦に関する相談を含む)は年々複雑化・多様化しており、生活状況等を把握し適切な支援を行うことが求められている。

今後増加する複雑な相談への対応をより一層強化するため、支援経過記録及び児童記録票のデータベース化を図り、ひいては個人情報の管理の徹底・事務処理の効率化を図るために、児童虐待管理システムの導入を行うことを目的とする。

(3) 履行期間

システム構築期限：契約締結日から令和9年1月31日まで

システム運用期間：令和9年2月1日から令和14年1月31日まで

(4) 履行場所

長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3 平戸市役所内

(5) 選定の方法

公募型プロポーザル方式

2. 業務内容

「別紙1 平戸市児童虐待管理システム構築業務委託仕様書」のとおり。

3. スケジュール（予定）

・ 公告（プロポーザルの通知）	令和8年8月14日（金）
・ 質問書提出期限	令和8年8月24日（月）※電子メール
・ 質問書回答期限	令和8年8月27日（木）※電子メール
・ 参加表明書等の提出期限	令和8年8月31日（月）※郵送又は持参
・ 企画提案書等の提出	令和8年9月14日（月）※郵送又は持参
・ 審査（プレゼンテーション）	令和8年9月28日（月）
・ 審査結果の通知	令和8年10月2日（金）※電子メール
・ 契約締結	令和8年10月5日（月）

4. 導入構築費用

- ・ ソフトウェア及び諸経費を含む導入にかかる費用は単年度一括契約とする。
- ・ 提案上限額：3, 653, 000円（税込）

5. ソフトウェア保守契約・期間

- ・システム受託業者とソフトウェア保守契約（長期継続契約）を締結する。
- ・契約期間は令和9年2月1日から令和14年1月31日までとする。
- ・保守料金の支払いは、年度ごとに支払うものとする。
- ・提案上限額（5年間総額）：2,445,000円（税込）

6. システム構築期限

システム構築期限は、契約締結日の翌日から令和9年1月31日までとし、令和9年2月1日から円滑にシステムが稼働できるよう構築を行うこと。

7. 参加条件等

（1）参加資格

本プロポーザルへの応募者又はその構成員となる者は、参加資格として以下の要件をすべて満たすことを前提とする。

- （ア）平戸市入札参加資格業者名簿に登録されている者。
- （イ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （ウ）会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- （エ）国税、地方税等、租税の滞納がないこと。
- （オ）企画提案書の提出期限日において、本市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- （カ）手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は当該事業の入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- （キ）平戸市暴力団排除条例（平成24年6月25日条例第22号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- （ク）過去に地方公共団体の福祉分野におけるシステム導入実績を有し、別紙1「平戸市児童虐待管理システム構築業務委託仕様書」における機能を提案できる事業者であること。
- （ケ）保守については、滞りなく迅速な対応が可能であり、SEの本市訪問対応についても体制を整えていること。

（2）参加に関する費用負担

参加に関して必要な費用は、参加者負担とする。

（3）複数提案の禁止

提案は、1者につき1点とする。

（4）その他

企画提案書の提出期限以降の提出書類の差し替え、再提出及び追加の提出は認めない。但し、説明用としてプロポーザル当日に企画提案書抜粋版の提出を認めることとする。（抜粋版には企画提案書正本との該当ページが分かるように表記す

ること)

8. 企画提案書の作成

- ・別紙1「平戸市児童虐待管理システム構築業務委託仕様書」に基づき、別紙2「企画提案書作成要領」の項目に即して作成すること。
- ・企画提案書はA4版で作成し、様式は任意とする。
- ・企画提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容を記載すること。不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。

9. 導入費用見積書の作成

経費見積書は、別紙1「平戸市児童虐待管理システム構築業務委託仕様書」に基づき、別紙3「見積書作成要領」の項目に即して作成すること。

10. 機能要件

別紙4「システム機能要件一覧表」について、各項目の可否を一覧にして示し、提出すること。

11. 質問受付及び回答

本提案に関する質問がある場合は、質問書（様式第4号）により行うものとし、電子メールで添付送付すること。口頭による質疑は受け付けない。メール件名は、「平戸市児童虐待管理システム構築業務に関する質問」とすること。期限を過ぎた後の提出は受け付けない。

提出期限：令和8年8月24日（月）17時まで

提出先：平戸市こども未来課 子育て支援班

e-mail：kosodate@city.hirado.lg.jp

※メール送信後、子育て支援班へ電話にて受信確認を行うこと。

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

回答方法：令和8年8月27日（木）17時までに全質問及びその回答内容を全業者へ電子メールにて周知する。

※メール送信後は、全業者宛電話にて受信確認を行う。

12. 参加表明書・企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

（1）参加表明書

- ・提出書類 参加表明書（様式第1号）
会社概要（任意様式）
- ・提出期限 令和8年8月31日（月）17時まで
- ・提出方法 郵送又は持参（紙媒体）
- ・提出部数 1部
- ・その他 郵送の場合は受取日時及び配達証明が確認できる方法によるものとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けるものとする。
また、郵送事故等については提出者がリスク管理を行うものとし、

期限を過ぎた後の提出は受け付けない。

(2) 企画提案書等

- ・提出書類 提案書（様式第2号）：1部
導入実績（様式第3号）：1部
経費見積書（様式第5号）：1部
経費見積内訳書（任意様式）：1部
企画提案書：正本1部 副本6部
システム機能要件一覧表（別紙4）：正本1部 副本6部
各種帳票類：6部
・システムから出力される帳票を可能な限り出力すること
- ・提出期限 令和8年9月14日（月）
- ・提出方法 郵送又は書留郵便（紙媒体）
- ・その他 期限を過ぎた後の提出は受け付けない。また、参加表明書未提出の場合は企画提案書等の提出は認めない。

(3) 提出先

- ・提出先 〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3
平戸市こども未来課 子育て支援班
- ・電話番号 0950-22-9137
- ・担当者 野上
- ・e-mail kosodate@city.hirado.lg.jp

13. プレゼンテーションの実施

- ・日時 令和8年9月28日（月）※詳細は別途通知
- ・場所 平戸市役所 ※詳細は別途通知
- ・内容 プレゼンテーション 40分程度
（説明 30分以内・質疑 10分程度）
- ・出席者 3名以内
- ・順番 参加申込書の受付順
- ・使用機器 プロジェクター及びスクリーンは、市が準備する。
その他はすべて提案業者側で準備する。
- ・その他
プレゼンテーション会場において本市はインターネット環境を準備しない。
プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明を行うこと。システム機能については必要に応じて実機を用いた説明も可とする。
なお、本市で準備したプロジェクターと参加者が持参した機材等との接続に不具合が生じてても本市は責任を負わない。

14. プロポーザルの審査及び優先交渉権者の決定、審査結果の通知

- ・プロポーザルの審査は、審査委員会を設置し、評価項目について審査し最高得点者を本業務に適した優先交渉権者として選定する。

- ・最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の合議により優先交渉権者を決定する。
- ・審査結果については、プロポーザル参加者全員に電子メールにて通知するとともに、平戸市ホームページ上で公表する。なお、評価点の公表については評価の合計点のみとし、各評価項目別の評価点は公表しない。
- ・最高得点者の得点率が7割未満の場合は、優先交渉権者の決定を行わず、改めてプロポーザルを実施するものとする。
- ・審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。

・プロポーザル審査基準

評価項目		
1	基本事項	他団体への導入及び稼働実績は十分か。
2	業務遂行等に関する事項	①導入スケジュールや作業分担（役割）は明確になっているか。 ②責任者の体制、連絡体制が適切か。
3	データ移行に関する事項	システム本稼働に向けて現行データを確実に移行できるか。
4	システム共通機能に関する事項	①全体的に分かりやすい画面デザインであり、必須入力項目やリスト表示、視認性が高く、職員が使いやすい内容となっているか。 ②システム全体を通じて操作に一貫性があり、OAスキルが高くない職員でも人的ミスを招きにくい操作性となっているか。 ③将来的な拡張性が図れるシステムとなっているか。 ④システム導入による効率化及び業務改善に関する考え方を明らかにし、それらを担保する機能を有しているか。
5	システム登録機能に関する事項	①システム機能要件一覧表の要件を満たしているか。 ②実務での登録を考慮し流れに沿った形式で入力可能なシステムとなっているか。 ③総合的な相談の受付から内容記録までがシステム管理でき集計が簡単に可能なシステムとなっているか。 ④対象者をスムーズに検索できるシステムとなっているか。また、利用者台帳に関する一連の流れが滞りなく処理できるシステムとなっているか。
6	保守・サポート関連	①バージョンアップは実務者からの要望を汲み上げた内容となっているか。 ②法改正、制度改正時の改修については追加費用なく対応できるか。
7	参考見積	算出は以下の式により行う 構築費用：10点×（最低見積金額÷提示見積金額） 保守費用：10点×（最低見積金額÷提示見積金額） ※小数点以下切捨

15. 契約の締結

- ・優先交渉者と契約内容について協議し、合意した場合は契約を締結する。
- ・優先交渉者との協議が整わない場合は、その次に高い評点を得た業者と協議を行う。
- ・本業務は、別添仕様書の内容が基本となるが、本市と優先交渉権者との協議により、必要に応じて内容を変更する場合があるため、契約額が今回見積額と同額になるとは限らない。

16. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・書類の提出期限・提出方法等が本要領の規定に適合しないとき。
- ・提出書類又は口頭説明等の内容に虚偽があったとき。
- ・見積額が1の(4)の提案上限額を超過したとき。
- ・その他本要領の規定に適合しないと市長が認めるとき。

17. その他

(1) 様式等の交付方法

本プロポーザルに必要である実施要領、仕様書及び各種様式等は、平戸市ホームページにて公開するので適宜ダウンロードすること。

(2) プロポーザル参加の辞退

参加表明書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名及び押印された辞退届（任意様式）を提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはない。

(3) 提案の無効

- ・1社が、複数の提案を行ったとき。
- ・見積書に記載された金額が、提案上限額を超えているとき。
- ・提案事業者が、参加資格要件を満たさないとき。
- ・所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。
- ・提案に関して虚偽又は不正行為等があったとき。
- ・公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。
- ・見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積、又は金額訂正した見積をしたとき。

(4) 企画提案書、審査等について

- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類は、審査目的外には使用しない。ただし、平戸市情報公開条例（平成17年10月1日条例第15号）に基づき公表する場合がある。
- ・提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。

- ・提案等その他関係書類に係る作成及び提出に要する経費、デモンストレーション及びプレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。
- ・提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- ・提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- ・本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案以外の目的で使用する、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た本市の事業等の内容については、守秘義務を課す。
- ・本提案システムの構築中に作成した報告書や、作業の過程で得た情報等は、一切の権利を含めて本市に帰属するものとする。
- ・企画提案書に記載した本事業に携わる技術者等は原則として事業完了まで従事することとする。ただし事業の目的を果たせないと本市が判断した場合は、技術者等の変更を求めることがある。
- ・提案内容に基づき選考するが、委託業務内容は、本稼働までの協議によって変更を求める場合がある。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。
- ・提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における7割以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。
- ・業務の全部又は一部を再委託する場合は、事前に市の許可を得ること。

18. 問合せ先

〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3
 平戸市福祉部 こども未来課 子育て支援班 担当：野上
 電話番号 0950-22-9137
 F A X 0950-22-4421
 e-mail kosodate@city.hirado.lg.jp

以上